

つくば病院薬局間連携ネットワークシステム運用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本電気株式会社が提供する地域医療連携ネットワークシステム「ID-Link」を活用した、筑波メディカルセンター病院が運営するつくば病院薬局間連携ネットワークシステム（以下「つくば病薬-Net」という。）の安全かつ円滑な運用を図り、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(呼称)

第2条 本ネットワークの呼称は「つくば病薬-Net」とする。

(運営管理)

第3条 「つくば病薬-Net」の総括的な運営は「つくば病薬-Net 運営委員会」が行う。

(つくば病薬-Net 運営委員会)

第4条 つくば病薬-Net の運営管理にあたり、つくば病薬-Net 運営委員会内に運営管理者を置く。運営管理者は、筑波メディカルセンター病院病院長の任命によって決定する。

- 1 つくば病薬-Net 運営委員会に委員長を置く。
- 2 運営管理者が委員長を兼ねる。
- 3 委員長が委員を指名する。
- 4 委員会は、公開を原則とする。
- 5 つくば病薬-Net の事務はつくば病薬-Net 運営委員が行う。

(運営管理者：情報公開施設)

第5条 運営管理者は、ネットワークの運用、機密保持、情報管理について責任を持つものとする。

- 2 運営管理者は、つくば病薬-Net 運営委員会で承認された施設の電子証明書の取得を許可する。
- 3 運営管理者は、つくば病薬-Net が適正に利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用がある場合には、改善を求めることができるものとし、必要に応じ発行した電子証明書を取り消すことができるものとする。
- 4 運営管理者は、つくば病薬-Net を正しく利用させるため、利用者の研修を行わなければならない。
- 5 運営管理者は、患者又は利用者からのつくば病薬-Net に関する意見等を受け入れる窓口を設置しなければならない。

(管理責任者：情報閲覧施設)

第6条 つくば病薬-Net を利用する施設の長は、その管理責任を負うものとする。また、つくば病薬-Net の安全な管理・運用のために各施設に管理責任者を配置しなければならない。

- 2 つくば病薬-Net を利用する施設の長は、配置した管理責任者の氏名・役職をつくば病薬-Net 運営管理者に届けでなければならない。

(管理責任者の責務)

第7条 管理責任者は、当該施設内でつくば病薬-Net を利用する職員に対して ID および PW を付与することができる。その際は、利用者ごとに ID および PW を付与しなければならない。

- 2 管理責任者は、各利用者に付与した ID および PW を管理しなければならない。
- 3 管理責任者は、当該施設内でつくば病薬-Net が適正に利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用がある場合には、改善を求めることができるものとし、必要に応じ付与した ID および PW を取り消すことができるものとする。

4 管理責任者は、施設内で起きた不適正利用などの事象を運営管理者へ報告する義務を負う。

(利用者)

第8条 利用者とは、つくば病薬-Net 運営委員会加入施設の職員であり、つくば病薬-Net を操作・閲覧する者をいう。

(利用者の責務)

第9条 利用者がネットワークを利用するに際しては、本規程のほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、およびその他の法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、ネットワークを通じて入手した医療情報については、適正な利用に努めるとともに、調剤および服薬指導、薬歴管理のための閲覧目的以外に利用してはならない。

3 利用者は、付与された ID および PW を適正に管理し、本人以外の者に利用させてはいけない。

4 利用者は、つくば病薬-Net に接続する端末にセキュリティを維持するため、ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新のウィルス定義に更新しなければならない。

5 利用者は、つくば病薬-Net 利用時に発生した事象を管理責任者へ報告する義務を負う。

(つくば HP-Net の利用申請)

第10条 つくば病薬-Net を利用しようとする施設は、つくば病薬-Net 運営委員会に加入し「つくば病薬-Net 利用施設申請書」を筑波メディカルセンター病院病院長あてに利用申請を行うものとする。

2 利用申請があった場合は、つくば病薬-Net 運営委員会で協議を行い、承認を得る必要がある。

3 つくば病薬-Net 運営委員会で承認を得た利用施設は、初めに日本電気株式会社のホームページサイトより地域医療連携ネットワークシステム「ID-Link」サービスの申込を行い、つくば病薬-Net の基本システムである、地域医療連携ネットワークシステム「ID-Link」の利用契約を締結する。

(利用時間)

第11条 つくば病薬-Net の利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対し事前に通知した上で運用を停止し、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する場合がある。

(機能の変更等)

第12条 つくば病薬-Net の良好な運用を維持するために必要な場合において、つくば病薬-Net に関する機能や利用時間の変更又は停止を行う。

2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他運営管理者が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

(医療情報の利用と患者同意)

第13条 運営管理者の管理対象となる診察に関する情報（以下「医療情報」という。）はつくば病薬-Net を介して送受信される全ての個人情報とする。

2 つくば病薬-Net を利用して医療情報を共有する場合は、患者の同意書がなければならない。

3 利用者が医療情報をつくば病薬-Net で利用できるのは、当該医療情報の利用に関し患者から同意書のあった施設利用者に限るものとする。

4 患者から同意を受けた施設は、運営管理者に同意があった旨の電話および同意書を FAX する。運営管理者は、つくば病薬-Net 専用 ID の登録を行い、連携施設同士が医療情報を共有できる状態にしなければならない。

5 利用施設は、該当患者が医療情報の閲覧の必要性がなくなった場合や患者からつくば病薬-Net 同意撤回書の届けがあった場合には、運営管理者に電話および FAX により連絡を行わなければならない。

い。この連絡をもって運営管理者は医療情報の提供を停止する。

- 6 閲覧可能な医療情報とは、病名（歴）情報の登録/更新・処方オーダー・注射実施通知・検体検査結果通知とする。（2021.5.1 現在）

（つくば病薬-Net で取得した医療情報の取り扱い）

第14条 つくば病薬-Net で取得した医療情報の取り扱いは次の各号とする。

- 1 原則として閲覧している利用者および利用施設に責任の所在が帰属する。
- 2 つくば病薬-Net で取得した医療情報は、利用施設の調剤録や薬歴簿の一部であるという認識を持ち、自施設の調剤録や薬歴簿と同じように慎重に扱わなければならない。
- 3 つくば病薬-Net で取得した医療情報を直接、プリントアウトまたは、他の媒体（USB 等）で持ち出すことは禁止とする。

（利用端末）

第15条 携帯用端末（パソコン、iPad 等）でつくば病薬-Net を接続する場合は、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけると共に、必ず端末起動時にパスワード認証を設定しなければならない。

（通信内容の削除）

第17条 通信内容について次の各号に該当する場合、運営管理者は内容の削除をするものとする。

- 1 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜される恐れがあるとき
- 2 法令等の各条項に違反したとき

（広域連携の取り扱い）

第18条 つくば病薬-Net 以外の ID-Link を利用した地域とのネットワークの接続については、次の各号により連携することができる。

- 1 つくば病薬-Net 運営委員会で承認を得た地域のネットワークと協定を締結した時。
- 2 締結する協定書については、双方のネットワークの運用上の規定で相違する点について協議し合意した項目について記載する。

（運用規程の変更）

第19条 この運用規程の変更は、つくば病薬-Net 運営委員会で協議を行い決定する。

（その他必要事項）

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、つくば病薬-Net 運営委員会において定めるものとする。ただし、緊急その他、運営管理者が特に理由があるときは、この限りではない。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は、2021年5月1日から施行する。